

ウィークリースタンスに関する特記仕様書

当工事は、受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記のとおりウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

また、受注者は、最終契約金額が税込み4千万円以上となった場合、工事完成までにウィークリースタンス実施報告書（別紙）を作成し、電子納品にオリジナルデータ（EXCEL）のまま格納の上、提出すること。

1. 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
- ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
- ③ 資料作成依頼を勤務時間外に行わない。

※「勤務時間」は受注者側における雇用上の正規の勤務時間帯

「施工時間」とは勤務時間から現場における準備及び片付けに要する時間を除いた時間帯

なお、勤務時間と施工時間については、受発注者間で行う初回協議時に「目安の時間」を双方で 確認する。

2. 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- ④ 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

3. 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

- ⑤ ワンデーレスポンス（受注者から発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。
- ⑥ 設計内容に疑義が生じた場合、設計者、施工者及び発注者は各種情報を共有し、早期解決に努めること。また必要に応じて三者会議を開催する。
- ⑦ 「建設工事受注者提出書類一覧」（松江市）を参考に、不必要な資料は求めない。
- ⑧ 立会等（打合せや協議含む）において、遠隔臨場を積極的に活用する。
- ⑨ 受発注者間の帳票類によるやり取りは、「松江市土木工事等における情報共有システム実施要領」に基づき情報共有システムを積極的に利用する。
- ⑩ 現地状況が異なる場合等にあたっては、発注者と遅滞なく協議・調整する。
- ⑪ 「工事一時中止に係るガイドライン」（松江市）に則り、適切な措置を執る。
- ⑫ 「松江市建設工事設計変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。